法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2から4又は 8に該当するも のを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に 印画したものの閲 覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を 加えた額
	ハ 複写機により用 紙に複写したもの の交付(ニに掲げ る方法に該当する ものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用 紙にカラーで複写 したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については14 0円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フ イルムを印画紙に 印画したものの交 付	1 枚につき120円 (縦203ミリメートル、横 254ミリメートルのものについては、520円) に12枚までごとに760円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により 映写したものの閲 覧	1 巻につき290円
	ハ 用紙に印刷した ものの交付	用紙1枚につき80円 (A3判については14 0円、A2判については370円、A1判につ いては690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき10円
	ロ 印画紙に印画し	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横2

	たものの交付	54ミリメートルのものについては、430円)
4 スライド (9 に該当するもの を除く。)	イ 専用機器により 映写したものの閲 覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき100円(縦203ミリメートル、横 254ミリメートルのものについては、1,300 円)
5 録音テープ (9に該当する ものを除く。) 又は録音ディス ク	イ 専用機器により 再生したものの聴 取	1 巻につき290円
	ロ 録音カセットテ ープに複写したも のの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ 又はビデオディ スク	イ 専用機器により 再生したものの視 聴	1 巻につき290円
	ロ ビデオカセット テープに複写した ものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録 (5、6又は8 に該当するもの を除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により 再生したものの閲 覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力した ものの交付(ニに 掲げる方法に該当 するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで 出力したものの交 付	用紙1枚につき20円

ホ フレキシブルデ ィスクカートリッ ジに複写したもの の交付	1 枚につき50円に1ファイルごとに210円 を加えた額
へ 光ディスク(日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
ト 光ディスク(日 本工業規格X6241 に適合する直径12 0ミリメートルの 光ディスクの再生 装置で再生するこ とが可能なものに 限る。)に複写し たものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円 を加えた額
チ 幅12.7ミリメー トルのオープンリ ールテープに複写 したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210 円を加えた額
リ 幅12.7ミリメー トルの磁気テープ カートリッジに複 写したものの交付	1巻につき800円 (日本工業規格X6135に 適合するものについては2,500円、国際規 格14833、15895又は15307に適合するもの についてはそれぞれ8,600円、10,500円又 は12,900円) に1ファイルごとに210円を 加えた額
ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカ	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142 に適合するものについては2,600円、国際

	ートリッジに複写 したものの交付	規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメー トルの磁気テープ カートリッジに複 写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129、 X6130又はX6137に適合するものについて は、それぞれ800円、1,300円又は1,750円) に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により 映写したものの視 聴	1 巻につき390円
	ロ ビデオカセット テープに複写した ものの交付	6,800円 (16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円) に記録時間10分までごとに2,750円 (16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び 録音テープ(令 第9条第5項に 規定する場合に おけるものに限 る。)	イ 専用機器により 再生したものの視 聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセット テープに複写した ものの交付	5,200円 (スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)

備考 1のハ若しくはニ、2のハ又は7のハ若しくはニの場合において、両面印刷の 用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。